

## 集団訴訟の和解案の告知

注意:ロサンゼルス市内、並びにロサンゼルス市、及びロサンゼルス郡の緊急時の準備プログラム・サービスの管轄区域内に暮らす、「米国障害者法」によって定義される全障害者への告知です。

### 集団訴訟の告知

この通知の趣旨は、ロサンゼルス市内、並びにロサンゼルス市、及びロサンゼルス郡の緊急対策プログラム・サービスの管轄区域内に暮らす障害者のために提起された、保留中の集団訴訟の和解案を告知することです。「*Communities Actively Living Independent and Free* (生き生きとした自由な自立生活を行うコミュニティ)」等とロサンゼルス市、及びロサンゼルス郡(カリフォルニア州事件番号CV 09-0287 CBM (RZx))との間で争っていましたが、裁判所によって承認される集団訴訟和解(以下「和解合意書」という)が、本訴訟に関連するロサンゼルス郡との間で合意に至りました。ロサンゼルス市、及びロサンゼルス郡は、緊急時の対策において、障害者のニーズに取り組んでいないことによって障害者を差別したと、2009年に提訴されました。ロサンゼルス郡は、いかなる責任、又は不正行為も否定しています。当該、和解は、ロサンゼルス郡とのみ関係しています。ロサンゼルス市は、和解合意書の当事者ではなく、裁判所によって別の判決が下されます。

### 集団和解の定義

もし、貴方が、ロサンゼルス市内、並びにロサンゼルス市、及びロサンゼルス郡の緊急対策プログラム・サービスの管轄区域内に暮らすのであれば、当該、訴えの集団和解案に影響を受ける一員です。あなたの権利に関わることなので、注意深く本告知を読んでください。

## 和解合意書案の要旨

和解の一環として、カリフォルニア郡は、以下の緊急対策プランにおける、障害者のニーズに取り組むために、いくつかのステップを取り、又、将来ステップを取る予定です。の対策を取ること、又は将来に取る予定です。

### 障害者及びAFN附属書

本郡は、「障害者、並びにアクセス、及び機能的ニーズの附属書(以下「障害者及びAFN附属書」という)」の草案を作成しました。これは「Los Angeles County Operational Area Emergency Response Plan (ロサンゼルス郡運用エリア緊急時対応計画)」の附属書です。当該の障害者、及びAFN附属書は、当郡の緊急時の準備対策の一環として活用されます。障害者、及びAFN附属書は、障害者の災害時のニーズに関する重要な問題に対処し、運動障害、感覚障害、知的障害、精神障害(但し、これらに限定されない)など障害の全領域が含まれており、緊急対策計画における障害者のニーズに係るロサンゼルス郡の緊急対策を記しています。

例えば、障害者とAFN附属書には、緊急公示の目的のため、本郡が、障害者が利用可能な集団通知システムを認識出来る様に保証し、本郡が他の様々なアクセス可能な連絡方法を確実に活

用することが記されています。本郡は附属書の下避難、びその他、緊急時の行動中に、アクセス可能な十分な数の交通資源を確実に利用出来る様に、様々な活動に取り組みます。本郡は、また、必要なシェルターの資源を確実に確保するため、業者、並びに他の部署及び組織との連携を継続して行います。最後に、附属書は、障害者のための継続的なサービス、アクセス及び機能的ニーズのための対策を保証します。上記の項目は、附属書に記されている多くの重要な問題の一例に過ぎません。和解合意書に付属される現時点での障害とAFN附属書は草案の段階であり、和解の一環として、以下に記載されているワークプランに基づき、引き続き策定されます。

障害者、及びAFN附属書は、緊急時対応計画とは別の文書として作成されていますが、本郡は、該当する障害、アクセス、及び機能的ニーズの問題が、本郡全体の緊急対策に統合されることを和解の一部として合意しています。

### ワークプランの作成

障害とAFN附属書の作成において、当事者には、附属書、又は方針の追加作成を必要とする問題が多数あり、障害者とAFN附属書の現在の版を確定させるために追加の作業が必要であることを認識しています。本郡は、和解の一環として、これら追加項目を作成及び完了させるために、特定の成果物との時間枠を伴ったワークプランを作成しました。これら項目には、本郡のウェブサイトアクセス可能な形式に変換すること、障害者があらかじめ特定された避難所にアクセスできることを確認すること、アクセシビリティを最大化するために本郡が運営するその他の避難所の場所選定の基準を策定すること、主要な関係者との連絡先を確保・維持すること、緊急時の備えや啓蒙のための資料を配布すること、障害者との緊急時の連絡、アクセス、及び機能的ニーズの改善を図るための戦略を策定すること、障害者、アクセス、及び機能的ニーズに関する回復ワーキンググループの設立などが含まれています。ワークプランにおける成果物は、監視期間 (Oversight Period) に実施される予定です。

### AFNコーディネーター

和解の一環として、本郡は、また、ロサンゼルス郡の緊急時対策が障害者のニーズを確実に満たすために、最終的な責任を負う本郡の指導的雇用者となる、アクセスと機能的ニーズ (以下「AFN」といいます) コーディネーターを雇用します。直接的にはAFNコーディネーターが業務を行い、他の機関及び本郡の緊急対策を担当する職員と調整します。

### コミュニティからのアイデアや情報の提供

障害者とAFN附属書の作成において、本郡は、現在の版の障害者とAFN附属書の範囲及び内容に関して、感想や意見を募り尊重してきました。その結果、市民や米国司法省、原告側の顧問弁護士の意見を取り入れています。本郡は、また、パブリックコメント向けに障害者とAFNの附属書を発表し、公聴会も開催しました。

現在の緊急時の管理体制に、地域運営諮問委員会 (Operational Area Advisory Board、以下「Oaab」という) があり、公的パートナー (本郡並びに郡内の市及び地方自治体を含む)、公立学校や衛生、水道の特別区、及びコミュニティや信仰に基づく組織など緊急時のサービスを

行う非政府系パートナーなどから構成されています。OAABには、コミュニティからのアイデアや情報の提供の一環として、肉体的、感覚的及び認知的障害者を代表する組織として指定された3つのポジションが含まれています。障害者の関係者、及び擁護者である、及び／又は障害者にサービスを提供する、公的、及び非政府系パートナーの代表者で構成されるOAABのAFN委員会があります。OAAB及びAFN委員会は、障害者とAFN附属書に感想や意見を引き続き提供し、ワークプランを実施します。

最後に、本郡、及び／又は監視団 (Monitors) による障害者コミュニティへの奉仕活動を必要とする地域があります。この障害者コミュニティには、地域生活センター (Regional Living Centers)、自立生活センター (Independent Living Centers)、障害者向け特定機関 (視覚障害者のカリフォルニア協議会 (California Council of the Blind) や言語障害者に関する偉大なロサンゼルス協議会 (Greater Los Angeles Agency on Deafness))、及びその他障害者のための団体など、最低、指定17団体が含まれていますが、これらに限定されません。

### **監視期間**

和解の下、本郡は、裁判所が執行を目的として事件の裁判権を保持している期間、少なくとも6年間、監視されます。この期間を監視期間 (Oversight Period) といいます。

本郡は、両当事者が同意した通り、第三者の監督ファームであるGlobal Vision Consortium (GVC)を雇用します。GVCは、ワークプランの実施に関して本郡の進捗状況を評価し、本郡が、緊急時対策において障害者のニーズを上手く把握し取り組んでいるか分析する監督機能の責任を果します。

### **請求の決着**

当該の和解で、本件における裁判所の管轄権の期間、2009年1月14日に提訴された原告集団全員の請求を、本郡及びその代理人、後継者、譲受人、並びに役員に対する宣言的かつ差し止めによる救済により、全て放棄します。

和解合意書は、いかなる原告の集団訴訟のメンバーにも、金銭的救済は提供されませんが、原告メンバーの損害賠償請求も放棄しません。

### **弁護士費用**

障害者の権利擁護及び障害者の権利の法的センター (Disability Rights Advocates and Disability Rights Legal Center、以下「集団訴訟代理人」という) が、当該集団の代理を務めました。本郡は、妥当な弁護士費用、費やした時間に対する費用及び訴えの期間中に発生した費用として122万5,000ドルを集団訴訟代理人に支払うことで合意しました。本郡は、また、監視期間中の附属書及びワークプランの実施に関する進捗状況を評価する目的で、その弁護士費用として、最大7万5,000ドルを集団訴訟代理人に支払うことで合意しました。集団訴訟代理人に裁定された費用金額を、裁判所は承認しなければなりません。

### **合意書の公平性**

HOA. 958348. 1

生き生きとした自由な自立生活を行うコミュニティ等とロサンゼルス市、及びロサンゼルス郡、和解案の告知

集団訴訟代理人は、和解合意書案の条件が公正で合理的、集団にとっての最大の利益に沿うと結論付けました。本結論に至る過程で、集団訴訟代理人は、和解における利益、本件の訴訟を継続した場合に予想される結果、費用、及び期間並びに上訴の可能性を考慮しました。

### 和解への異議

裁判所は、和解合意書の予備承認を下しました。よって、和解案が公正かつ合理的であり、承認されるべきかどうか判断するために、カリフォルニア州中央地区の連邦地方裁判所コンスエロ・B・マーシャル (Consuelo B. Marshall) 公判廷にて、2013年5月14日午前9時から公聴会開催を予定しています。原告集団の一員として出席する必要はありませんが、本公聴会に出席し、意見を聴取される権利があります。本公聴会の日時は、集団全員への通知なく、裁判所によって変更される場合があります。もし、貴方が、予定の変更の通知を受けることができるサービスリストに記載されたいのであれば、裁判所に出席の通知申請書を提出又は異議を申し立ててください。

さらに、和解に同意しないのであれば、いかなる原告集団のメンバーも、従来の手紙、もしくは電子メールの書面にて集団訴訟代理人に異議を提出する、電話、TTY (テレタイプライター)、及び/又はビデオ・リレー・サービスを介して、もしくは集団訴訟代理人が設置する無料電話にメッセージを残して、上記の和解合意書案の条件に異議を申し立てることができます。異議を申し立てる場合、2013年4月6日までに貴方の異議を提出しなければなりません。全ての異議は30暦日以内に集団訴訟代理人によって郡委員会に提出され、裁判所に申請されます。該当する異議がある原告集団のメンバーのみが、もし異議において求めるならば、公聴会で異議を表明する権利があります。期日以内に必要の書面やメッセージを提出できない原告集団のメンバーは、和解案の妥当性及び/又は公平性に異議を申し立てることができる公聴会に出席する権利が与えられない場合があります。

異議は以下宛に提出してください：

Class Counsel for Named Plaintiffs and Settlement Class:

Attn: CALIF v. County of Los Angeles Settlement  
Disability Rights Advocates  
2001 Center St., Fourth Floor  
Berkeley, CA 94704  
メールアドレス：[general@dralegal.org](mailto:general@dralegal.org)  
フリーダイヤル：(877) 603-4579  
TTY:(510) 665-8716又は(877) 603-4578

本和解に異議がなければ、公聴会に出席し書面にて書類を提出する必要はありません。

## 拘束力

和解合意書案は、もし、裁判所によって最終的に承認を下されると、監視期間、和解に関する集団の全メンバーを拘束します。この拘束は、和解する集団のメンバーが当該和解合意書で決議される全問題に関して、当該和解の執行対象の要求以外で、公正な救済を求めることを禁じます。

## 詳しい情報について

当該告知には、訴え及び和解の条件の要約のみを記載しています。和解に関する詳細な情報及び和解合意書のコピーが必要であれば、次の住所の集団訴訟代理人から入手できます。

Disability Rights Advocates  
Attn: Shawna L. Parks  
2001 Center St., Fourth Floor  
Berkeley, CA 94704  
510-665-8644 (音声)  
510-665-8716 (TTY)  
メールアドレス：[sparks@dralegal.org](mailto:sparks@dralegal.org)又は[general@dralegal.org](mailto:general@dralegal.org)

又は、次の集団訴訟代理人のWebサイトをご覧ください：[www.dralegal.org](http://www.dralegal.org) or [www.disabilityrightslegalcenter.org](http://www.disabilityrightslegalcenter.org)

又は、以下の住所の書記官の事務所にて、事件の公開ファイルを閲覧してください：

連邦地方裁判所書記官  
カリフォルニア州中央地区  
312 North Spring Street  
Los Angeles, CA 90012  
参照：生き生きとした自由な自立生活を行うコミュニティー等とロサンゼルス市、及びロサンゼルス郡、事件番号CV 09-0287 CBM (RZx)

代替の形式で当該告知のコピーを入手したい場合は、上記に記載されている集団訴訟代理人に連絡してください。